

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴う
「有価証券上場規程に関する取扱い要領」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	3
3 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	6

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次のa及びbに定めるところによる。</p> <p>a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定さ</p>	<p>14. の2 第10条の3（新株予約権証券の上場）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項第3号bに規定する債務超過の取扱いは、次のa及びbに定めるところによる。</p> <p>a 第1項第3号bに規定する債務超過とは、連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等規則第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則又は四半期連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、連結財務諸表規則第45条の2第1項又は四半期連結財務諸表規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(4)において同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は貸借対照表又は四半期貸借対照表（比較情報を除く。以下この(4)において同じ。）に基づいて算定さ</p>

れる純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（4）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは第95条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b （略）

(5) ・ (6) （略）

付 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

れる純資産の額（財務諸表等規則又は四半期財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表又は四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、財務諸表等規則第54条の3第1項又は四半期財務諸表等規則第53条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この（4）において同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表又は当該四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表又は当該四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

b （略）

(5) ・ (6) （略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は<u>同規則第94条の規定の適用を受ける場合若しくは同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</u></p> <p>c～l (略)</p> <p>m bから前lまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額</p> <p>a (略)</p> <p>b 前a(a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第60条第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下この(5)において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合又は同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</p> <p>c～l (略)</p> <p>m bから前lまでの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関</p>

する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「同規則第94条」とあるのは「連結財務諸表規則第94条」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）

する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 利益の額

- a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）

をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第 9 4 条若しくは同規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

b ~ 1 (略)

(7) ~ (10) (略)

付 則

この改正規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

b ~ 1 (略)

(7) ~ (10) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIF</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、連結貸借対照表（比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいい、上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算出される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIF</p>

R S 任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する I F R S 任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第 9 4 条若しくは同規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b ~ f （略）

(6) ~ (18) （略）

2. 第 2 条の 2（Q - B o a r d の上場廃止基準） 関係

(1) ・ (2) （略）

(2) の 2 業績

a （略）

b 第 3 号の 2 に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第 9 4 条若しくは同規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。

c 第 3 号の 2 に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期

R S 任意適用会社（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 1 項第 4 号に規定する I F R S 任意適用会社をいう。以下同じ。）である場合又は連結財務諸表規則第 9 5 条の規定の適用を受ける会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（本所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいうものとする。

b ~ f （略）

(6) ~ (18) （略）

2. 第 2 条の 2（Q - B o a r d の上場廃止基準） 関係

(1) ・ (2) （略）

(2) の 2 業績

a （略）

b 第 3 号の 2 に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等（比較情報を除く。）（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書（比較情報を除く。））に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社が I F R S 任意適用会社である場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。

c 第 3 号の 2 に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書（審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期

間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書)に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第94条若しくは同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d (略)

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書)に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受ける場合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d (略)

(3) (略)